

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力													
柏崎刈羽7号炉													
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方					
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン				
66-10-1	大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	(1)運転上の制限 原子炉建屋放水設備が動作可能であること 所要数 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用):1台 放水砲:1台 泡原液混合装置:1台 泡原液搬送車:1台 燃料補給設備:66-12-7に定める (2)確認事項 1. 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を起動し、吐出圧力 [] MPa(gage)以上、流量が [] m ³ /h以上であることを確認する。1年に1回 タービンGM 2. 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を起動し、動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 3. 放水砲が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対応設備として、原子炉建屋放水設備は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)により海水をホースを経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大事故等対応設備として、原子炉建屋放水設備は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)により海水を泡消火薬剤と混合しながらホースを経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。	大気への放射性物質拡散抑制、航空機燃料火災泡消火機能検査	大気への放射性物質拡散抑制、航空機燃料火災泡消火機能検査 ・吐出圧力 [] MPa(gage)以上、流量 [] m ³ /h以上であること	【SA定期試験】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を起動し、動作可能であることを確認する。	<差異無し>	【定事検】 ・大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)の単体試験により必要な流量・吐出圧力を確認している。 【月例等】 ・大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)については、仮設流量計を用いた流量、吐出圧力の確認は定事検で担保し、定期試験では動作可能(車載付計器確認含む)であることを、貯水池を用いた単体の運転確認により実施する。 【ブロン疑義】 特に無し				
										【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・放水砲が使用可能であること(外観点検:著しい劣化・損傷がないこと)	<差異無し>	-
										【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・泡原液混合装置が使用可能であること(外観点検:著しい劣化・損傷がないこと)	<差異無し>	-
										【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あること	<差異無し>	-
66-10-2	海洋への放射性物質の拡散抑制	(1)運転上の制限 所要数が使用可能であること 所要数 小型船舶(汚濁防止膜設置用):1台 放水口側汚濁防止膜:14本 取水口側汚濁防止膜:24本 放射性物質吸着材:4080kg (2)確認事項 1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 2. 小型船舶(汚濁防止膜設置用)について、所要数が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対応設備として、海洋拡散抑制設備は、放射性物質吸着材、汚濁防止膜等で構成する。放射性物質吸着材は、雨水排水路に流入した汚染水が通過する際に放射性物質を吸着できるよう、5号、6号及び7号炉の雨水排水路集水側並びにフラップゲート入口3箇所(計6箇所)に設置できる設計とする。汚濁防止膜は、汚染水が発電所から海洋に流出する4箇所(北放水口1箇所及び取水口3箇所)に設置することとし、小型船舶(汚濁防止膜設置用)により設置できる設計とする。	-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・汚濁防止膜について、所要数が使用可能であること	<差異無し>	-				
										【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・小型船舶(汚濁防止膜設置用)について、所要数が使用可能であること	<差異無し>	-
										【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であること(吊具が損傷していないこと)	<差異無し>	-
66-12-7	燃料補給設備	(1)運転上の制限 所要数 軽油タンク:1基 タンクローリ(4kL):3台 タンクローリ(16kL):1台 (2)確認事項 1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. タンクローリ(4kL)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 3. タンクローリ(16kL)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、軽油タンク、タンクローリ(4kL)及びホースを使用する。可搬型代替注水ポンプ(A-1級)、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)、大容量送水車(熱交換機ユニット用)、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、大容量送水車(海水取水用)、モニタリング・ポスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備は、軽油タンクからタンクローリ(4kL)を用いて燃料を補給できる設計とする。軽油タンクからタンクローリ(4kL)への軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。電源車の燃料は、軽油タンクよりタンクローリ(4kL)を用いて補給できる設計とする。 第一ガスタービン発電機の燃料は、第一ガスタービン発電機用燃料タンクより第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。また、第一ガスタービン発電機用燃料タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリ(16kL)を用いて補給できる設計とする。第一ガスタービン発電機用燃料タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリ(16kL)を用いて補給できる設計とする。	-	-	【巡視点検】 (1ヶ月/回) 【SA定期試験】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していること。 【判定基準】 ・タンクローリ(4kL)が動作可能であること。 ・タンクローリ(16kL)が動作可能であること。	<差異無し>	○軽油タンクからタンクローリ(4kL、16kL)を用いた燃料補給【月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・現在の発電所設備で軽油タンクから軽油をタンクローリに補給する行為は、危険物を取り扱うことになり消防法上認められていない。 ・消防法、車両運送法に基づく年次点検及び保全計画に基づく点検時に性能試験を実施し、機能が維持されていることを確認する。 また月例等試験にて動作可能であることを確認している。				
										【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・タンクローリ(4kL)が動作可能であること。 ・タンクローリ(16kL)が動作可能であること。	<差異無し>	-
66-13-3	可搬型計測器	(1)運転上の制限 所要数 可搬型計測器:23個 (2)確認事項 1. 所要数の可搬型計測器の機能検査を実施する。1年に1回 計測制御GM 2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 代替電源(交流、直流)からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち手動着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特種検査記録」の判定基準を満足すること。	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬型計測器が動作可能であること。	<差異無し>	-				
66-13-4	パラメータ記録	(1)運転上の制限 安全パラメータ表示システム(SPDS)が動作可能であること 所要数 データ伝送装置:66-17-1に定める 緊急時対策支援システム伝送装置:66-17-1に定める SPDS表示装置:66-17-1に定める (2)確認事項 なし	【設置許可本文】 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS)により計測結果を記録する。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)				

他条文により確認

【月例等】との差異

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文明称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方							
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン						
66-15-1	監視測定設備	(1)運転上の制限 所要数が動作可能であること 所要数 GM汚染サーベイメータ:2台 NaIシンチレーションサーベイメータ:2台 ZnSシンチレーションサーベイメータ:1台 電離箱サーベイメータ:2台 可搬型ダスト・よう素サンブラ:2台 可搬型モニタリングポスト:15台 モニタリングポスト用発電機:3台 可搬型気象観測装置:1台 小型船舶(海上モニタリング用):1台 (2)確認事項 1. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンブラの機能確認を実施する。1年に1回 放射線安全GM 2. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンブラが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線安全GM 3. 所要数のNaIシンチレーションサーベイメータの機能確認を実施する。1年に1回 放射線安全GM 4. 所要数のNaIシンチレーションサーベイメータが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線安全GM 5. 所要数のGM汚染サーベイメータの機能確認を実施する。1年に1回 放射線安全GM 6. 所要数のGM汚染サーベイメータが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線安全GM 7. 所要数の電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。1年に1回 放射線安全GM 8. 所要数の電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線安全GM 9. 所要数のZnSシンチレーションサーベイメータの機能確認を実施する。1年に1回 放射線安全GM 10. 所要数のZnSシンチレーションサーベイメータが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線安全GM 11. 所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。1年に1回 放射線安全GM 12. 所要数の可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線安全GM 13. 所要数の小型船舶(海上モニタリング用)が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線安全GM 14. 所要数の可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。1年に1回 放射線安全GM 15. 所要数の可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線安全GM 16. 所要数のモニタリングポスト用発電機の機能確認を実施する。1年に1回 放射線安全GM 17. 所要数のモニタリングポスト用発電機が動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 放射線安全GM	【設置許可本文】 発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリング・ポストを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリング・ポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合は、モニタリング・ポストが設置されていない海側等に可搬型モニタリング・ポストを配置し、放射線量を測定する。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の圧力化の判断のため、5号炉原子炉建屋付近に可搬型モニタリング・ポストを配置し、放射線量を測定する。発電所及びその周辺における空気中の放射性物質の濃度は、放射線観測車を用いて測定するが、空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、可搬型放射線計測器(可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ)等を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。	可搬型放射線計測器外観検査	可搬型放射線計測器外観検査 ・外観点検及び線源校正をし、可搬型放射線計測器(可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ)が使用可能であることを確認する。	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・外観点検及び、起動後設定値・バッテリー残量を確認し正常に動作すること。	<差異無し>	-						
										可搬型屋外放射線監視設備機能検査	可搬型屋外放射線監視設備機能検査 ・機能・性能を満足していることを確認する。(可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測装置)	【SA定例試験】 ・屋外放射線監視設備定例試験 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・設置を稼働させ、緊急時対策室にて指示値を確認し使用が可能であること。	<差異無し>	-
										-	-	【SA巡視点検】 ・屋外放射線監視設備定例試験 (3ヶ月/回)	【判定基準】 小型船舶(海上モニタリング用) ・外観点検により、使用が可能であること。	<差異無し>	-
										モニタリングポスト用発電機機能検査	モニタリングポスト用発電機機能検査 ・機能・性能を満足していることを確認する。	【SA定例試験】 ・屋外放射線監視設備定例試験 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・エンジン始動後負荷試験により、使用が可能であること。	<差異無し>	-
66-17-1	通信連絡設備	(1)運転上の制限 (1)緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること (2)統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)が動作可能であること (3)SPDS表示装置、衛星電話設備(常設)、衛星電話設備(可搬型)、無線連絡設備(常設)、無線連絡設備(可搬型)、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること 所要数 [5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)] 緊急時対策支援システム伝送装置:1式 SPDS表示装置:1台 テレビ会議システム:1台 IP-電話機:6台 IP-FAX:2台 衛星電話設備(常設):5台 衛星電話設備(可搬型):4台 無線連絡設備(常設):4台 無線連絡設備(可搬型):29台 携帯型音声呼出電話機:2台 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン:2台 [7号炉プロセス計算装置] データ伝送装置:1式 [7号炉中央制御室] 衛星電話設備(常設):1台 無線連絡設備(常設):1台 携帯型音声呼出電話機:3台 [5号炉中央制御室] 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン:2台 [5号炉原子炉建屋屋外] 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン:6台 (2)確認事項 1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置の伝送確認を実施する。1ヶ月に1回 計測制御GM 2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)の通話及び通信機能を確認する。1ヶ月に1回 電子通信GM 3. 衛星電話設備(常設)の通話機能を確認する。1ヶ月に1回 電子通信GM 4. 衛星電話設備(可搬型)の通話機能を確認する。3ヶ月に1回 電子通信GM 5. 無線連絡設備(常設)の通話機能を確認する。1ヶ月に1回 電子通信GM 6. 無線連絡設備(可搬型)の通話機能を確認する。3ヶ月に1回 電子通信GM 7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。3ヶ月に1回 (7号炉中央制御室)発電GM(緊急時対策所)電子通信GM 8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。1ヶ月に1回 電気機器GM	【設置許可本文】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する。 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備(社内用)、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。	-	-	【SA巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置 ・外観点検を行う(表示装置、制御盤、機能に係るエラー表示のないこと) ・表示装置の表示機能を確認する。	<差異無し>	-						
				-	-	【SA巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システムの動作試験にて異常がないこと。 ・IP-電話機の通話試験にて通話ができること。 ・IP-FAXの送受信試験にて異常がないこと。	<差異無し>	-						
				-	-	【SA巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 衛星電話設備(可搬型)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-						
				-	-	【SA巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 無線連絡設備(常設)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-						
				-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 無線連絡設備(可搬型)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-						
				-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 携帯型音声呼出電話機の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-						
				-	-	【SA巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-						
				-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 実機を稼働させて異常が無い事を確認する。	<差異無し>	-						
66-18-1	ホイールローダ	(1)運転上の制限 所要数が動作可能であること 所要数 ホイールローダ:4台 (2)確認事項 1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを4台(予備1台)保管、使用する。	-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 実機を稼働させて異常が無い事を確認する。	<差異無し>	-						